

倶楽部たより

2024年1月

つるま法律倶楽部

謹
賀
新
年



書 長東 美秀さん
「生生流転（せいせいてん）」
万物が絶えず生まれては変化し
移り変わっていく意

絵 kenichiro さん

政治面、経済面、社会面でわが国は衰退をたどっているように見えます。（たより2022年新年号）昨年は尽くせないほどの深刻な諸矛盾が吹き出しました。犯罪的違法行為の形を取るものも多い。実質賃金は低下を続け国民の租税負担率（保険料を含む）は、増加し続けて47～48%になり、それに見合う教育、福祉等の行政サービスは乏しい。話題の政治資金規制法違反事件、万博問題は、わが国の腐り切った局面の一つです。生きにくさ蔓延。

世界的にみても、民主主義、気候、資本主義、自由主義、エネルギー等々、危機の全ては相互につながっています。私たちは何をどう目指してゆくのか…

一方、生活保護裁判で国の責任を認めた昨年11月30日の名古屋高等裁判所判決、24年度からの保育士配置基準の前進、時間外労働の上限規制、ハラスメントに対する批判の高まり、ファミリーシップ制度…、…、これらが活かされ、前進することを願います。

弁護士 小島 高志

『最近の相談から』



【 貸金と消滅時効 】

Qー20年以上前にカードで40万円ほど借り、1年ほど返済しましたが完済できませんでした。最近、カード会社から請求があって遅延損害金を含めて200万円を超える金を払うよういわれ、しつこく何度も請求書が郵送され、担当者が自宅まで来ます。

Aーカード会社の貸金請求権については最後に返済があった日から5年経過すれば消滅時効が完成します。この件で消滅時効が完成しているでしょう。「時効を援用する」と通知すれば請求は止まるはずです。その会社は古い貸金を整理できていなかったようです。

【 ハラスメント対応体制 】

Qーハラスメントを受けているという社員がおります。当社は小規模ながら私の力で安定的な得意先もあり、私も社員を大事にするつもりで、相応の給料を払っています。いまさらケチを付けられては心外です。気に入らなければ辞めればいい。取り合っているほど暇じゃない。

Aーそんな時代じゃありません。社員たちは生きている人間です。ハラスメントが横行する職場は確実に生産性が落ちます。企業と社長への社会的評価も落ちます。社長発言を取引銀行に喋れば本当に困ったときの融資に差し支えが生じかねません。最近ポツリポツリと社員が黙って辞職していませんか。危険信号かもしれません。



【 遺言書を大事に 】

Qー夫婦二人だけで子どもがいませんが、夫が死亡し、夫には先妻の子がいて、遺産の半分はその子に渡さなければいけません。しかし、会ったこともないので、代理人になって交渉してください。夫は生前、自筆の遺言書を書いており、それには「妻に全財産を取得させる。」と書いてあったのを見たんですが。

Aーそのとおりならば、先妻の子と交渉する必要がありません。直ちに、自筆の遺言書について、裁判所で検認の申立をしましょう。結果ー彼女の記憶どおりの内容の遺言書だったので、先妻の子とかかわらずに、無事、彼女の手だけで遺産の処理ができました。

遺言書は法定相続分に優先するので大事だという事件でした。

第19回 地元の弁護士・税理士・司法書士による無料相談会

◆日時：1月30日（火）午後1時30分～午後8時（要予約・1人30分程度）

◆場所：名古屋市高齢者就業支援センター4階 第1研修室
（昭和区御器所通3丁目12-1御器所ステーションビル）御器所駅2番出入口からすぐ

弁護士 鶴舞総合法律事務所 小島高志弁護士 石塚 徹弁護士
安井一大弁護士

税理士 税理士法人オーティーエー 伊藤照治税理士

司法書士 天野司法書士事務所 天野 勲司法書士



恒例となりました、つるま法律倶楽部に集う弁護士・税理士・司法書士が一堂に会す無料相談会。法律のことや税金のことまとめて相談できます。

イスラエルとガザ

弁護士 石塚 徹

2023年10月7日、ガザのハマスがイスラエルを攻撃し、イスラエルが直ちに反撃を開始しました。これによって、またしても「パレスチナ問題」が世界の焦点になりました。パレスチナ問題とは、中東パレスチナの地でユダヤ人国家（イスラエル）ができた一方、パレスチナ人（パレスチナに住むアラブ人）の国が実現していない問題のことです。なぜ、このような現実があるかと言えば、大国（主に、イギリス、フランス、アメリカ）が利権（石油）がらみの思惑で振り回してきたからだと思います。そもそも、第一次世界大戦のとき、イギリスはオスマントルコとの闘いにアラブ人やユダヤ人を利用するため、それぞれに国家を作ってやると約束し、他方ではフランスと戦後の分割統治を密約するという犯罪的策動をし、戦後、中東を植民地化したことが発端と言えます。第二次世界大戦の際は、ナチスによってユダヤ人が600万人も虐殺されるという悲劇を経て、戦後の1948年イスラエルがアメリカなど大国の思惑などもあり建国され、パレスチナ分割反対のアラブ諸国が作ったアラブ連盟とイスラエルとの間で4次にわたる中東戦争が繰り返されました。

その間、アラブ人はパレスチナ解放機構（PLO）の活動もあり、ヨルダン川西岸地区とガザ地区にパレスチナ自治区を暫定的に作りました（オスロ合意）。しかし、ガザのハマスはこの合意を拒否し、あくまでイスラエルに抵抗しました。その後、ハマスがガザ地区を制圧するも、イスラエルが何度もガザを攻撃し、2023年10月7日にハマスのイスラエル攻撃となりました。

このような歴史を振り返るとユダヤ人とアラブ人の軋轢は大国の思惑に翻弄されたことが原因で、戦闘では何の問題の解決にはなりません。一刻も早く戦闘を止め、話し合いにより平和的解決を求める必要があります。そのような世界的世論を高めたい。特に、イスラエルのガザ攻撃は、「ジェノサイド（大量虐殺）」ともいわれ、直ちに止めさせねばなりません。

それについても、岸田政権はアメリカに追随して、イスラエル批判をしないのは情けない限です。



憲法カフェのご案内☺

毎月第4月曜日午前10時～12時 参加費：500円

講師：鶴舞総合法律事務所 弁護士 場所：セミナールーム

次回は1月22日（月）、テーマは「安保3文書」です。
どなたでもお気軽にご参加ください。予約不要です。

「憲法カフェ」は学ぶことの糧

昭和区在住 馬淵 博光

今、日本や世界で起こっている問題を石塚徹先生が、タイムリーにわかりやすく解説していただいています。例えばイスラエルとガザの戦争は、今、起こっていることの根拠がパレスチナ問題にあるという歴史上の背景を解説いただき、このことを理解することが大切だと思いました。「憲法カフェ」のテーマは「外国人の人権」「自衛隊の海外活動」「旧統一教会」など多岐に渡り、その都度タイムリーに解説されました。石塚先生は、諸問題の背景を説明され、問題の本質を解説していただきます。私は、憲法カフェを通じて、ショッキングな事象に目を奪われないで、その本質を見抜くことが不可欠だと思いました。このことが、それぞれのテーマを学ぶことの糧となると思いました。これからも、タイムリーなテーマを憲法カフェで学びたいと思います。

末筆ながら、美味しいコーヒーとお菓子をいただきながら、お話を聞くことも嬉しいひとときです。

成年後見のネタと講演をさせていただきました！

弁護士 安井 一大

1 成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でない方を保護するための制度です。日本は高齢化社会となり、65歳以上の方のうち認知症の方は20%にも上ろうかという割合で、認知症等により財産管理や日常生活等に支障がある方々の権利を擁護することの重要性が増してきています。しかし、成年後見制度の利用は十分でなく、利用促進を図ることが重要な課題です。

そこで、2016年4月に成年後見制度利用促進法が成立し、同法に基づき成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。これにより、全国的に成年後見制度の利用促進を目的とした環境整備が進められ、多くの自治体で、成年後見センターが設置されてきています。

2 成年後見センターでは、成年後見制度の利用促進のため、相談受付け、申立てのアドバイスやサポート、周知啓発などを行っています。

このうち周知啓発は、弁護士等が招かれて、成年後見の講演をするという形で行われることが多いです。ただ、成年後見の講演は、制度の説明を聞くだけで退屈になってしまうことがしばしばあります。

この点私は偶々、個人的にお笑いの経験があり、いまでも弁護士の相方とともにM-1グランプリに出場したりと、弁護士業務の傍らお笑いの活動もしています。そこで、成年後見制度に関する周知啓発活動の一環として、ネタを交えて成年後見の講演をしてほしいというご依頼を頂くよ

うになり、2023年は、北名古屋市、大治町、そして北海道函館市の各成年後見センターで成年後見のネタと講演をさせていただきました。

いずれも、沢山のお客さんにおこしいただき、成年後見制度に対する関心の高さが伺われました。アンケートでは、「わかりやすく、面白く学べました」「お笑いを交えながら、分かりやすく説明して頂きありがとうございます」「M-1に参加して上位入賞を果たして下さい」等、ネタも講演も、好評を頂けています。

3 今後も成年後見制度の重要性はどんどん増していくと考えられます。

成年後見について知りたい、申立てを考えているという場合は、当法律事務所へお気軽にご相談ください。



函館市成年後見センター主催の講演会の様子

『ガーデンカフェやっちゃんち』で茶話会&法律相談会を行っています！

ガーデンカフェやっちゃんち（昭和区八事本町31-4）では、月1回（第3火曜日午前10時～12時）茶話会&無料法律相談会を行っています（飲み物として300円）。次回は1月23日（火）（1月のみ第4火曜日になります）。テーマは「弁護士の事件簿」です。茶話会後に個別法律相談もできますので、お気軽におこしください。

「愛される」政治家たち 新年クイズ

皆さんはいくつわかるかな？



正解は7頁
下にあります



<読者創作コーナー>

新たにどんどん出てくるクイズを
ご自身でも作ってみてください



税法と民法

～相談・遺言・後見センターからのお知らせ～

相続争い回避の目的や節税目的で生前贈与が行われます。2024年から、従来の「暦年贈与」の取り扱いが変わり増税となります。一方「相続時精算制度」が使いやすくなり節税法として活用できます。生前贈与を考えておられる方は、民法の相続税との関係を含め見直してみてもはいかがでしょうか。ご要望が多ければ勉強会開催も検討します。



歩きスマホをする人が増え続けている。若者に目立つ現象だが、最近はいい年をしたおじさん、おばさんにも伝染している。

当の若者達が「他人にぶつからないように気をつけている」「迷惑をかけなければ個人の自由」などと答えているのをテレビで見た。稚拙な言い訳である。歩きスマホをすること自体がすでに迷惑であり、そもそも、ぶつからないように彼ら以上に気をつけているのが普通に歩いている私達の方だ。

もしも、歩いている人全員が彼らと同じように個人の自由を標榜し、歩きスマホをしたらどうなるのか。短慮な彼らの振る舞いは、彼らのようなことをしない人の存在を前提とし、その存在に依存することによって成り立っているに過ぎない。だから軽々しく「自由」などというご大層な言葉を持ち出されても戸惑うしかない。

しかし、その一方で、彼らが寸暇を惜しんでスマホに熱中するのは何故なのかを知りたいとも思う。どう見ても彼らは極フツの若者であり、その多くは職場に行けば真面目に働き、学園では一生懸命勉強しているに違いない。他方、各種調査によると、日本の若者の自殺率は、高いことで有名な韓国と同水準であり、若者の死因の第一位が自殺というのは、G7で日本だけだという。政治への無関心、選挙時の低い投票率と考え合わせると、現在の日本は若者にとって希望の持てない国なのかも知れない。

東の間とはいえ、スマホで楽しみ、安らぐのなら放っておいてやろうか。少なくとも「いま時の若い者は・・・」などという年寄りの常とう句を吐いたりはしないでおこうと思う。

2023年6月からマルシェに出店を始めました。手作りアクセサリーを中心に販売しています。元々は趣味でセルフネイルやアクセサリー作りを初め、20年近くなります。

出店を始めてすぐ、不思議なご縁でアクセサリー資材を大量に譲っていただくことになり、道具も材料も揃ったことをキッカケに、本格的にマルシェでの販売を始めました。

マルシェは、6月から月2回以上、半年で計17回出店し、現在はようやく商品の方向性が決まってきて、手ごたえも感じ始めました。ほとんどが土日の開催で、平日は仕事から帰ってから製作や出店準備と、体力的にもかなりきつく、売上も天候に左右されますが、家族の協力のおかげでやれています。



2023年はマルシェ初心者で様子を見ながら小規模マルシェへ出店してきましたが、2024年からは東別院や八事興正寺、覚王山など規模も大きく有名なマルシェにも挑戦するつもりでいます。

また、支えあうぴーぷるでは、いきいき活動のセミナーとして、2年前から「アクセサリーを自分でつくろう！」と教室を開催し、現在も続けています。



⇐ 出店情報を私のHPに載せています。ぜひ遊びに来てください。マルシェ楽しいですよ！

今年もバスツアーを企画します

日程：2024年5月26日(日)～27日(月)

行き先：夢千代の里 山陰湯村温泉・コウノトリの郷・伊根の舟屋ツアー

参加費：3万5000円程度

昨年までは2泊3日のツアーでしたが、バス、宿泊料金等の値上げにより、今年は1泊2日で現在詳細な行程は検討中です。日程・内容が変更になる場合もありますので、ご了承ください。



ご参加ご希望の方は、事務所までご連絡下さい。詳細な行程が決まり次第お送りさせていただきます。

★ セミナールーム 報告 ★

2 支え合うぴーぷる活動の柱のひとつである「いきいき活動」は現在、7つ定期開催しています。最近では複数の活動に参加される方も多くなってきています。

そんな参加者の何人かの方にお話を聞いてみると、それぞれの活動はもちろんのこと参加者同士の会話も楽しみに来ていますと話してくれました。

次はこんな事やってみたいなというおしゃべりから「健康マーじゃん」や「名作映画を楽しむカフェ」「わくわく遊び」などがいきいき活動として実現しています。ひとつの出会いから新たな輪が広がっています。

どんな風にやっているのかな？ ちょっとのぞいてみたいな…など、体験参加も大歓迎です。お気軽にお問い合わせください。また、こんなことが得意ですよなど、企画の提案がありましたらお知らせください。

またセミナールームは、貸出もしています（定員20名、2時間 2,000円）。会議や打ち合わせ、作業場や、交流の場などに使ってください。プロジェクターの貸出も相談可能です。

＜セミナーの詳細は同封のぴーぷるいきいき活動のチラシをご覧ください＞

《**ぴーぷる茶話会**》 2024年2月10日（土）10～12時 セミナールームにて
社会福祉法人 AJU 自立の家より森 ^{よしちか}美親さんを招いてお話を伺います。

《 新春セミナーのご案内 》

笑顔美人講座

スマートフォンの普及により、写真がより身近なものになってきました。

そして、綺麗に写りたいという気持ちは誰にでもあるものです。しかし、いざ、撮られた写真を見てみるとなんだか自分の思い通りになっていないことがありますよね。

笑顔が美しく、幸せな表情で写真に写ってみませんか？笑顔の効果は自分だけではなく、周りの人にもたくさんの幸せを届けることができます。高齢になっても、いくつになっても笑顔で幸せ人生を。この機会にあなたも笑顔インストラクターになってたくさんの人に幸せを届けましょう。

顔が全て写る鏡できれば、自立するタイプのものをお持ちください。

1月20日（土）午前10時～12時

講師：フリーアナウンサー
笑顔インストラクター
片桐 操

参加費：500円

生前整理講座

「そろそろ終活も気になるし家を片づけたいけど、どうしたらいいかわからない…」と悩んでいませんか？モノの整理は体力も気力も使います。先延ばしにしてしまうと、自分ではできなくなってしまいかもしれません。自己流だとなかなかうまくいかない片づけも、整理収納アドバイザーが具体的な実例も混ぜながら方法を伝えます。

さらに、不用品回収業に携わる遺品整理士から、実際の遺品整理の現場で感じたことや、モノを手放しやすくなる考え方についても話します。

モノを片づけると頭も心もすっきりして、不安や焦りが軽くなります。イマココからの人生を軽やかに暮らしませんか？

片づけで悩んでいる方は、どうぞお気軽にご参加ください♪

2月14日（水）10時～

講師：整理収納アドバイザー
遠藤ほづみ・浅見真弓・清水真琴
参加費：500円

＜5頁クイズ解答＞①板垣退助②岸田文雄③松野博一・高木毅・萩生田光一・西村康稔・世耕弘成④自見英子⑤松川るい⑥森まさこ⑦杉田水脈（みお）⑧木原誠二⑨高木毅⑩吉川赳（たける）⑪森喜朗⑫小淵優子⑬小泉進次郎⑭菅義偉⑮池田佳隆⑯小池百合子⑰吉村洋文⑱萩生田光一⑲秋本真利⑳斎藤隆夫

つるま法律倶楽部会員のみなさまへ

～無料法律相談をお気軽にご利用下さい～

◎相談受付 平日10時～17時30分

第2土曜日(10時～12時),第4土曜日(13時～15時)

上記時間外の相談についても対応させていただきます。

事前に必ず電話予約(受付時間 平日9時～17時30分)をお願いします。

◎電話相談 簡単に短時間の相談は、電話でもお受けします。

◎会員さんに紹介された方も、初回に限り30分の無料相談が受けられます。

セミナールームでの土曜無料法律相談

遺言・相続・後見	セミナー ルーム	第1、第3土曜 13時～15時 1人40分程度	弁護士 小島 高志	前日までに要予約
----------	-------------	-------------------------------	--------------	----------

◆◆つるま法律倶楽部ミニ学習会と新年会のご案内◆◆

1月9日(火) <1部> 『ミニ学習会 ～インボイス制度って???～ 』

講師：倶楽部会員・民主商工会 昭天瑞会長 榊原 晋さん

午後6時～6時50分 セミナールームにて

<2部> 『新年会』 参加費：4,000円程度

午後7時～ 事務所ビル地下「夢の蔵」にて

低山歩こう会

<開催日> 2024年4月21日(日)未定

<目的地> 検討中 <参加費> 5,000円/人(風呂代別)

参加希望者は事務所までご連絡ください。詳細が決まり次第ご連絡します。

御器所からマイクロバスを出す予定です。

つるま法律倶楽部会費納入のお願い

今年度(2023.6～2024.5)年会費納入の郵便局振込用紙を同封させていただきます。

既にお支払い頂いている会員さんには同封していません。ご確認をお願いいたします。昨年度より、振り込み用紙を使って郵便局で現金で振り込む場合、窓口及びATMいずれの場合も110円の手数料がかかります。通帳またはカードからの支払いの場合にはかかりません。宜しくをお願いいたします。

尚、一般社団法人権利擁護支え合うぴーぷるへの移行をご希望の方は事務局までご連絡ください。

—— 編集後記 ——

昨年の天候不順で冬眠できるだけの栄養が摂れません(通訳山鳩)

⇒憲法上、生存権が保障されるのは人類だけです。熊さんの基本的権利確立のため訴訟をしたいのですが、裁判所は熊さんの申立を受け付けられないでしょう。人間語がしゃべれないと証言台に立てません。身勝手な人間の身勝手な都合です。

鶴舞総合法律事務所

〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通三丁目18番地

エスティプラザ御器所4F

TEL (052) 852-1220 / FAX (052) 852-1227

新年の業務は

1月5日(金曜日)

からです

